

行政文書不開示決定通知書

福田護様 及び 請求者目録記載の者各位

内閣官房副長官補

藤井 健志



令和 3 年 4 月 26 日付け行政文書の開示請求（同日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

2020 年の日本学術会議会員の任命に関する以下の 1 ないし 4 記載の文書

- 1 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書
- 2 2020 年 12 月 11 日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書
- 3 内閣総理大臣が、日本学術会議が推薦した会員候補者 105 名の任命に関して受領ないし確認した文書
- 4 その他一切の文書

2 不開示とした理由

当該文書について、作成及び取得をしておらず保有していないため（不存在）。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣官房副長官補付 03-5253-2111（内閣官房代表）